

機械設備工事仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 べ 面 積 (㎡)	消 防 法 施 行 令 別 表 第 一	備 考

3. 工 事 種 目（●印を付けたものを適用する）

建 物 別 及 び 屋 外 工 事 種 目	工 事 種 別					屋 外
○ 空 気 調 和 設 備						
○ 換 気 設 備						
○ 排 煙 設 備						
○ 自 動 制 御 設 備						
○ 衛 生 器 具 設 備						
○ 給 水 設 備						
○ 排 水 設 備						
○ 給 湯 設 備						
○ 消 火 設 備						
○ ガ ス 設 備						
○ 雑 用 水 利 用 設 備						
○ 浄 化 槽 設 備						
○						
○ 撤 去 工 事						
○ 仮 設 工 事						

4. 設 備 概 要（本工事における、工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。
○印を付けたものが該当する。なお、改修の場合は既存概要を示す。）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	・ダクト方式 ・ ファンコイルユニット ・ダクト併用方式 ・パッケージ方式
主要熱源機器	・ファンコイル方式 ・
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式 ・中央監視制御
給 水 方 式	・水道直結方式 ・高置タンク方式（ ・ 市水 ・ ） ・ポンプ直送方式（ ・市水 ・ 雨水 ） ・直結増圧方式
排 水 方 式	・建物内汚水、雑排水（ ・ 分流 ・ 合流 ） 建物外放流先 （１）汚水 ・直放流下水管 ・浄化槽 （２）雑排水 ・直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝
消防用設備等の種別	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備 ・粉末消火設備 ・屋外消火栓設備 ・連結送水管設備 ・連結散水設備
ガ ス の 種 別	・都市ガス（種別、高位発熱量 MJ/Nm3、低位発熱量 MJ/Nm3 供給圧力 Pa、供給事業者名） ・液化石油ガス

II 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

（１）現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）、本特記仕様及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準仕様書」という。）「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下、標準図という。）による。

（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

（１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、 ○印の付いたものを適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 般	1 材料・機材等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 （２）化学物質を放散させる機材等 本工事の建物内部に使用する建築材料等の選定に当たっては、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響に配慮し、化学物質安全データシート（MSDS）の提出について、監督職員と事前に協議を行うこと。
	2 室内空気中の化学物質の濃度測定	・ 本工事 ・ 別途 測定対象物質、測定方法及び測定箇所は（ ・ 現場説明書 ・ ）による。
	3 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	4 技能士（作業）の適用	職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士とする。 建築配管（配管工事）、ダクト板金（ダクト工事）、保温保冷工事（熱絶縁施工） 冷凍空気調和機器施工（冷凍、冷蔵、空調調和機器の据付、整備） 該当工程があるにもかかわらず、二級以下の技能士とする場合は、監督員と協議の上、承認を受けること。
	5 監督員事務所	・ 設けない ・ 設ける（ ・ 既存の建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する（ ㎡程度 ） ）
	6 施工調査	改修標準仕様書によるほか、下記による。 調査項目 ・ 工事内容 ・ 調査範囲 ・ 図示 ・ 工事範囲 調査方法 ・ 図示 ・ 目視 ・ 既存図
	7 官公署その他への届出手続き等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	8 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。 （基本料金等を含む）
	9 工事用仮設物	構内につくることが（ ・ できる ・ できない）
	10 足場・さん橋類	・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。） ・ 内部足場等（ ・ 種 ・ 種） ・ 外部足場等（ ・ 種 ・ 種）
共 通	11 養生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編3章による。
	12 建設発生土の処理	・ 構内敷きならし ・ 構内指定場所へのたい積 ・ 構外搬出 ・ 再利用をはかる
	13 埋め戻し土・盛土	・ 根切り土の中の良質土 ・ 山砂の類
	14 機材の承諾図	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の機械設備工事承諾図様式集（令和4年版）によるほか、監督職員の指示による。
	15 発生材の処理等	引き渡しを要するもの ・ あり（ ） ・ なし 引き渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理（構外搬出処理費は、本工事）とする。
	16 工事写真等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（機械設備工事編）（令和5年版）」による。 ・ 工程写真（Lサイズ）製本 1部（ 部） ・ 完成写真（Lサイズ）製本 1部（ 部）
	17 図面の製本	現場説明書による
	18 完成時の提出図書	・ 完成図等 ・ 作成する 完成図の原因サイズ及び仕様 ・ 現場説明書による 保全に関する資料の部数 ・ 現場説明書による
	19 案内板	機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の案内板を機械室に設ける。 案内板の大きさは、約 ㎡とする。
	20 総合調整	・ 本工事 ・ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 振動の測定 ・ 初期運転状態の記録 ・ 飲料水の水质の測定（ ・ 残留塩素 ・ 9項目 ・ 21項目 ・ 39項目 ・ 51項目 ・ ）
項	21 試験	既設配管を含む部分の試験 ・ 要（方法及び圧力） ・ 不要
	22 電動機	換気扇、圧力扇、及び標準仕様書に記載無く、特記のない電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	23 容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	24 非破壊検査	非破壊検査等による調査を実施する。 検査対象箇所（ ） なお、検査費は（ ・ 本工事 ・ 別途）とする。

25 耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。
（１）機器の据付及び取り付け
設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

	機器種別	設計用標準水平震度 ・ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	防振措置機器 水 槽 類	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
中間階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
	防振措置機器 水 槽 類	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
地階及び1階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防振措置機器 水 槽 類	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6

注１）上層階・中間階の定義は次のとおりとする。
上層階とは、 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3階 13階建以上の場合は上層4階
中間階とは、 地階、1階を除く各階で上層階に該当しない階。

注２）機器種別の欄の「機器」は、防震設置機器、水槽類以外の機器を示す。
重要機器とは、以下の機器とする。
・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷水機 ・ 冷却塔 ・ 中央監視装置
・ 空気調和機（ ・ ユニット形 ・ コンバクト形 ・ パッケージ形）
・ 水槽類（ ・ 受水タンク ・ 高置タンク ・ ）
・ 消火設備機器 ・ 排煙設備機器

（２）設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とする。

26 配 管

（１）建物導入部の変位吸収方法は、標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。
・ (a) ・ (b) ・ (c) ・ (d) ・ (e)
（２）溶接部の非破壊検査 ・ 不要 ・ 要（検査の種類： ・ 放射線透過 ・ 浸透探傷 ・ 磁粉探傷）
（抜取率 ・ 10％ ・ 5％ ・ ％）

（３）ステンレス配管施工
１）コンクリート壁・床への埋め込み、スリーブ貫通部及びその他躯体との絶縁箇所には、プラスチックテープを1ノ2重ね1回巻きを施す。
２）保温のアルミ、ネット、巻き線、菊座等が直接接触しないように施工する。
３）地中埋設管は、管を土壌に接触させないように施工する。
４）地中埋設から地上あるいはビット等に至る管には、出た直近に絶縁フランジを設ける。
５）ステンレス管に使用する60A以上の弁はステンレス鋼弁とする。

27 地中埋設種等

地中埋設配管（排水管を除く）
（１）地中埋設種 ・ 要（ ・ 給水管 ・ ガス管 ・ ）
（２）埋設表示テープ ・ 要（ ・ 給水管 ・ ガス管 ・ ）
鋼管についてはポリエチレン製ダブル、樹脂管についてはアルミ製ダブルとする。

28 はつり

原則として、穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。また、事前に走査式埋設物調査を行い、疑義等が生じた場合は監督員に報告すること。

29 塗 装

次の範囲内の裸の亜鉛鉄板、配管（亜鉛メッキされたもの）、吊りボルトは塗装を行う。
・ 屋内露出 ・ 屋外露出 ・ ビット内 ・ 多湿箇所 ・

標準仕様書第2編によるほか、図面に特記のない場合は、下記による。ただし、各工事項目で別に指定されたものは除く。
・ 衛生配管の保温材の種類（ ○ 給水管 ◎ 給湯管 △ 排水管 □ ）

材料	屋内露出	機械室等	屋内隠べい	ビット内	屋外露出
※'リソレンフォーム					
ロックウール					
グラスウール					

・空調配管の保温材の種類（ ○ 冷水管 ◎ 冷媒管 △ ドレン管 □ 蒸気管 ）					
材料	屋内露出	機械室等	屋内隠べい	ビット内	屋外露出
※'リソレンフォーム					
ロックウール					
グラスウール					

・ダクトの保温材の種類					
材料	屋内露出	機械室等	屋内隠べい	ビット内	屋外露出
ロックウール					
グラスウール					

・ 屋外露出部（給水管、消火管、冷水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む）は防凍保温を行う。
その仕様は標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5とする。厚さは配管の呼び径25mm以下のものは50mm、呼び径32mm以上のものは40mmとする。

・配管の保温の外装		
屋 内	一般居室・廊下	・合成樹脂製カバー ・ カラー亜鉛鉄板
露 出	機械室・書庫・倉庫	・ アルミガラスクロス
	天井内・P S 内	・ アルミガラスクロス
出	床下・暗渠内	・ 着色アルミガラスクロス
		・ 保温化粧ケース（ ・ 冷媒管 ・ 給水管 ・ 給湯管）
多湿箇所（	屋外露出	・ ステンレス鋼板 ・ 溶融7A520A-亜鉛鉄板
		・ ステンレス鋼板 ・ 溶融7A520A-亜鉛鉄板

（注）保温化粧ケースは（ ・ 塩化ビニル樹脂製 ・ ステンレス鋼板製 ・ カラー鉄板製）とする。

・ダクト管の保温の外装		
屋 内	機械室・倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス ・ カラー亜鉛鉄板
露 出	一般居室・廊下	・ ステンレス鋼板
		・ カラー亜鉛鉄板
出		
多湿箇所（	屋外露出	・ ステンレス鋼板 ・ 溶融7A520A-亜鉛鉄板
		・ ステンレス鋼板 ・ 溶融7A520A-亜鉛鉄板

電線及びEMF-βは、標準仕様書 第4編1.5.1表4.1.11による。

槽内、屋外、地中、ビット内などの多湿箇所の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。

図面に特記なき場合は、No. 「工事区分表」による。

施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

年 度	設 計 年 月	工 事 名			図 面 名 称	縮 尺	建 築 士 法 第 2 0 条 第 1 項 に 基 づ く 表 示		No. _____
					特記仕様書（１）				

